重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人弘心会

ほうらい苑ケアプランセンター

令和８年６月１日改定

１．当苑が提供するサービスについての相談窓口

担当介護支援専門員　　城山 卓也

電話　　０７３－４４８－３３３６　　（９：００～１８：００）

２．ほうらい苑指定居宅介護支援事業所の概要

（１）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	ほうらい苑ケアプランセンター
所在地	和歌山県和歌山市新和歌浦２番９号
介護保険指定番号	居宅介護支援事業番号　（　３０７０１０６４１８　）
サービスを提供する地域	和歌山市・海南市

（＊）上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（２）同事業所の職員体制

管理者	１名(兼)
介護支援専門員	２名、内１名(兼)

（３）営業時間

平日（月曜日～金曜日）	９：００～１８：００
土・日曜	休業日

３．居宅介護支援サービスの内容

居宅サービス計画の作成。居宅サービス計画に基づく居宅サービス事業者等との連絡・調整。介護保険施設への入所を希望する場合に、同施設の紹介、その他の便宜提供。要介護認定・要支援認定の代行申請。

４．利用料金について

（１）　利用料

居宅介護サービス計画作成に係る利用料については、要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。保険料の延滞等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合、利用料として、要介護度別による１カ月分の自己負担金をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提供しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）	
要介護１・２	１，０８６単位
要介護３・４・５	１，４１１単位

（2） 加算について

要件を満たした場合につき、以下の加算が算定されます。

サービス内容	合成単位	算定項目
初回加算	３００単位	初回計画書作成時。
介護職員処遇改善加算	所定単位数× ２．１％	(ⅰ)賃金体系等の整備及び研修の実施等 (ⅱ)職場環境の改善 (ⅲ)生産性向上や協働化の取組
入院時情報連携加算（Ⅰ）	２５０単位	入院した日のうちに情報提供。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	２００単位	入院３日以内に情報提供。
ターミナルケアマネジメント加算	４００単位	在宅で死亡した利用者に対して、看取りの意向を確認し、その死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上、居宅を訪問し、記録や情報提供を行った場合。前々年度の３月から前年度の２月までの間にターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定していること。
退院・退所加算	４５０～９００ 単位	※参加回数にて変動あり。
通院時情報連携加算	５０単位/月	通院時に同席し、医師または歯科医師の診察時に当該利用者に係る情報提供の共有を行った場合。
同一建物に居住する利用者	所定単位数の ９５%	指定居宅介護支援事業所の所在地と同一、もしくは隣接する敷地内に居住する利用者
看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価	居宅介護支援費を算定可	モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の（原案の）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること。 居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。

（3） 交通費

前記２．の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

5．サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話でお申込み下さい。当事業所職員がご自宅にお伺いいたします。サービス内容について利用者又は扶養者に説明させて頂きます。内容に同意していただいた上で、サービス提供を開始いたします。

（2）サービス終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下されば、いつでもサービスを終了できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１カ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 以下の場合は、等事業所から利用者又は扶養者にご連絡の上、サービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所された場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

・利用者や扶養者等が当事業所や当事業所の職員に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

・入院時には、入院先医療機関に、担当ケアマネージャーの氏名等の情報提供をお願いします。

・医療系サービスをご利用の場合は、主治医に対して意見聴取を行うとともに、主治医に対してケアプランを交付いたします。

・ケアプランに位置づける居宅サービス事業所については、複数事業所の紹介をいたします。その中より、適切な事業所を選定していただき、複数事業所の選定理由の説明をいたします。

・事業所全体のサービス利用事業所割合説明を別紙にて説明をいたします。

・退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門員等の参画を促進し、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するように対応いたします。

・看取りに係る加算の算定要件に、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うように対応いたします。

・訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認いたします。なお退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成いたします。

６．苦情の受付について

（１） 苦情の受付

【苦情受付窓口】（担当者） [職名] 社会福祉法人弘心会　ほうらい苑ケアプランセンター

管理者：城山　卓也　　電話番号：０７３－４４８－３３３６

- 受付時間：毎週月曜日～金曜日の午前９：００～午後６：００

●苦情処理の体制及び手順

ア　提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（上記に記す【苦情受付窓口】のとおり）

イ　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 苦情を受け付けた担当者等は、苦情処理ノート等に内容の概要を記載する。その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に報告のうえ処理する。

② 苦情の内容により、事業所内で処理が可能な場合は、その処理内容を決定のうえ、利用者に説明を行うと共に、その家族にも連絡をとり、直接訪問するなどして説明を行う。

③ 苦情の内容により、事業所内で処理が行えない場合については、管理者を含めた検討会議を行うとともに、当該市町村に連絡し指導または助言を受け処理内容の決定をする。

④ 利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討する。

⑤ 苦情に対する記録簿を作成し、再発防止に役立てるものとする。

（2） 行政機関その他苦情受付期間

●和歌山市役所　介護保険課　所在地：和歌山市七番丁２３番地

電話番号：０７３－４３５－１１９０

受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分

●和歌山市役所　指導監査課　所在地：和歌山市七番丁２３番地

電話番号：０７３－４３５－１３１９

受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分

●和歌山県社会福祉協議会　所在地：和歌山市手平２丁目１－２　和歌山ﾋﾞｯｸﾞ愛７階

電話番号：０７３－４３５－５２２２

受付時間：午前９時００分～午後５時００分

７．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	城山 卓也

(2) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

８．身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。なお当該記録は２年間保持とします。

(1) 緊急性‥‥‥直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性‥‥身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

９．事故発生時の対応について

本サービス提供中に事故が発生した場合には、当事業所は別に定める事故処理体制、手順に従って適切に対応するものとします。

利用者に対する介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 和歌山市役所　介護保険課	所 在 地　和歌山市七番町２３番地 電話番号　０７３－４３５－１１９０（直通） 受付時間　９：００～１７：００(土日祝は休み)

１０．　業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１１．　感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置します。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針策定をしています。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１２．介護支援現場におけるハラスメント

事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどのハラスメント行為を行った場合、この契約を解約することができます。

(1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

(2) 職員に対する精神的暴力（ヒトの尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）

(3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないいやがらせ行為）

１３．　第三者評価実施の有無について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	－
実施した評価機関の名称	－
評価結果の開示状況	－

１４．個人情報の保護

(1)事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2)事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地　和歌山県和歌山市新和歌浦２番９号

名　称　ほうらい苑ケアプランセンター　㊞

説明者　所　属　介護支援専門員

氏　名　城山 卓也　㊞

私は、本書面により事業者から重要事項の説明をうけ、居宅介護支援の提供に同意します。

利用者　住　所

氏　名　㊞

□ 自筆　□ 代筆

代筆者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄：＿＿＿＿＿

家族代表者　住　所

氏　名　㊞